

・空港周辺において、周囲の既存物件よりも著しく高い物件や大きい物件を設置する場合、航空機の安全な運航に影響を与える恐れがあります。

・対象区域内で物件等の設置工事や工事用クレーンの使用により制限表面に近接または一時的に突出する場合は、航空機の運航に与える影響を検証する必要があるため、東京空港事務所空港振興課までご照会下さい。計画変更可能な段階からの確認をお願いします。

東京国際空港周辺の制限表面図



国土交通省告示第八百六十二号
令和元年11月29日

お問い合わせ先

〈高さ制限について〉

「東京国際空港高さ制限回答システム」
制限表面について、ホームページ上で24時間365日、いつでも確認することができ、確認結果の印刷も可能です。

<https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/>

※制限表面に関する解説は下記ホームページをご確認ください。
(東京航空局ホームページ)

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html>

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 空港振興課
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1

電話:03-5757-3002

窓口時間 平日9:30~12:00及び13:00~17:00

〈航空障害灯の設置について〉

国土交通省 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第二合同庁舎

電話:03-5275-9296

窓口時間 平日9:30~12:00及び13:00~17:00